

「RE-KOBE スペシャリスト選定事業」委託事業者募集要領

1 目的

神戸港は、ラグジュアリー、プレミアムクラスの外国籍船・日本籍船が多く入港していることが大きな特徴である。これらのクルーズの乗船客は、何度も日本周遊クルーズに乗船し、神戸にも既に来たことがある乗船客が多い。

リピーターの乗船客は、神戸の代表的な観光地には既に足を運んでいる状況であると想定した上で、そんな乗船客にも楽しんでもらえる、神戸ならではの旅の思い出を作ることができる寄港地観光を船社から求められている。船社と乗船客のニーズに応えるためには、神戸ならではの各分野に精通した専門家が企画・提案する創造的な寄港地観光を創出していく必要がある。

さまざまな分野の観光があるなかで、本事業は、今年度はテーマを食に限定して、食べるだけでなく、原材料、産地、歴史、製造法、道具等についてなど、目と舌が肥えた乗船客をうならせるような新たな切り口で、神戸でしか経験できない新たな観光を企画・提案、実行できる専門家を発掘し、「スペシャリスト」として選定及び企画案(概略)を採択することを目的とする。

令和3年度には、令和2年度に採択した企画案を、クルーズの寄港地観光に適したものとするため、委託者と協議しつつ、詳細を決定した上で、船社等にわかりやすく伝えるためのPR資料及びPR動画制作の事業を継続して委託することを予定している。

なお、本事業は、国土交通省令和2年度観光振興事業費補助金を活用したものであり、令和3年度事業についても当該補助金の交付、及び令和3年度神戸市予算の成立を前提に行う。補助金交付及び予算成立がない場合には、令和3年度の募集に基づく委託を行わない。

2 委託業務の内容

「別紙」の委託仕様書のとおり

3 委託契約金額の上限

500,000円(消費税、地方消費税を含む)

本委託業務の完了後に、精算して支払う。

※採用するスペシャリスト総数は最大10人とする。1事業者あたりの応募数は10人を上限とする。

※採用決定後、スペシャリスト紹介資料の制作等に関する委託契約を締結する。

複数の事業者の人物が採用された場合は、各事業者と個別に委託契約を締結する。

※委託料はスペシャリスト1人につき50,000円とする。(打ち合わせの出張経費等を含む)

なお、前記1に記載した、令和3年度委託予定の寄港地観光の詳細案の検討とPR資料・PR動画(約3分)作成事業についてはスペシャリスト1人につき、300,000円を予定している。

(委託契約金額の上限は3,000,000円(消費税、地方消費税を含む))

4 選定スケジュール

- 1月8日（金）募集要領配布開始
- 1月22日（金）18:00 質問票締切（必着）
- 2月3日（水）までに質問への回答を送付
- 2月19日（金）18:00 応募書類提出締切（必着）
- 2月25日（木）または2月26日（金） 事業者企画提案会
- 3月8日（月）までに選定結果を通知

5 応募資格

以下の要件をすべて満たす法人であること。なお、共同企業体については、申請代表者が以下の要件を満たすこと。（但し(1)～(2)、(4)～(11)の要件については共同企業体構成員すべて満たすこと。）

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解・賛同し、これを推進しようとする意欲があり、本業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。
- (2) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (3) 委託者の希望する日時・場所に打ち合わせ（オンライン可）が出来るような体制がとれ、緊急対応時の迅速なやりとりが可能であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4第2項の規定により、神戸市から一般競争入札の参加資格を取り消されている団体でないこと。
- (5) 神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きをしている団体でないこと。
- (9) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと。
- (11) 納期が到来している所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税を滞納していないこと。かつ企業等の代表者がこれらの税金を滞納していないこと。

6 募集要領の配布方法

(1) 募集要領の配布期間

1月8日(金)から2月19日(金)までの9:15から18:00の間(12:30から13:30の間、

及び土・日・休祝日を除く)

(2) 募集要領の配布場所

- ① 神戸市港湾局客船誘致課 (所在地等は4ページ参照)
- ② 下記ホームページからダウンロード

<http://www.city.kobe.lg.jp/a14075/524879611806.html>

7 応募手続き等

(1) 提出書類

- ① 応募申込書「様式1」(紙媒体の場合は1部)
- ② 企画提案書「様式2」(紙媒体の場合は7部)
コロナ後に、人との接触が可能になった状態を想定して企画すること。
次にあげる事項を指定する書式にすべて記載すること。
 - a) 各スペシャリストの強み、経歴(どのような分野について、説明することができるか)
 - b) 各スペシャリストの企画提案タイトル
 - c) 各スペシャリストの案内予定内容
 - d) 各スペシャリストの案内予定場所(神戸市内)
 - e) その他業務実施にかかる提案内容
- ③ スペシャリスト紹介動画 (DVD-Rに記録した場合は3部)
スペシャリストが実際に観光客等に対して案内予定内容を説明する設定で、内容の概要又は見どころを説明した動画を作成すること。
 - ・時間は1人当たり約1分とすること。
 - ・納品は、WMV形式で納品すること。(DVD-Rに記録又はデータによる提出も可)
 - ・当該動画は審査のみに使用するため、作成した動画の著作権は、応募者に帰属する。
- ④ 実施体制図「様式3」 (紙媒体の場合は1部)
受託期間中の実施体制を記載すること。
- ⑤ 企業の概要がわかる資料 1部
(写しやデータで事前に提出する場合は、原本を審査会当日に持参・提出すること)
 - ・ 設立趣旨、事業内容等がわかるもの
 - ・ 法人登記簿謄本の写し
 - ・ 納税証明書又は未納がないことが証明できるもの
 - ・ 財務諸表の写し(貸借対照表、損益計算書等)
 - ・ 神戸市契約等からの暴力団関係者排除、労働者の適正な労働条件に係る誓約書
「様式4」
 - ・ 誓約書に係る役員等名簿(役職、氏名、氏名フリガナ、性別、生年月日)「様式5」
なお、共同企業体の場合は、それぞれの企業について提出すること。合わせて共同企業体協定書の写しも提出すること。

(2) 受付期間

1月8日(金)から2月19日(金)までの9:15から18:00の間(12:30から13:30の間、及び土・日・休祝日を除く)

(3) 受付場所

神戸市港湾局客船誘致課（所在地、メールアドレスは4ページ参照）

※Eメール、郵送による提出も可

なおEメールで提出する場合は、行き違いを防ぐため、送信後、電話連絡を行うこと（9:15から18:00の間（12:30から13:30の間、及び土・日・休祝日を除く））

8 質問の受付

質問票「様式6」に必要事項を記入のうえ、Wordファイル又はPDFファイルで作成し、件名を「質問票の送付」としてEメールにて送信すること。

なお、行き違いを防ぐため、送信後、電話連絡を行うこと（9:15から18:00の間（12:30から13:30の間、及び土・日・休祝日を除く））

(1) 送信先

神戸市港湾局客船誘致課（メールアドレスは4ページ参照）

(2) 質問票締切

1月22日（金）18:00必着

(3) 質問への回答

質問票締切後、2月3日（水）までに、全ての質問への回答を質問者全員にEメールで送付する。質問がなかった応募者に対しては、応募書類提出後、2月22日までにEメールで送付する。

(4) その他

全ての質問は質問票を用いて行うこと。

9 業者選定方法について

(1) 企画提案会（プレゼンテーション）

実施予定日：2月25日（木）（予備日2月26日（金））

- ・提出された企画提案書等の記載事項について書類審査を行い、募集要領が遵守されていることを確認のうえ、応募事業者に対して企画提案会の開催案内を送付する。
- ・企画提案会では、事前に提出した7.に定める企画提案書等に基づき、原則、応募事業者がプレゼンテーションを行う。
- ・応募事業者としての本事業に対する考え・コンセプト、各スペシャリストの魅力などを重点的にプレゼンテーションするものとする。
- ・選定結果は、応募事業者全員に通知する。但し、審査の経過等に関する問い合わせには一切応じない。

(2) 評価基準

① 実現可能性 30点

（業務遂行能力、クルーズへの適合性等）

② 企画提案内容 40点

（神戸らしさ、特別感等）

③ スペシャリストの強み 30点

(わかりやすい説明、興味の沸く説明等)

- ④ 一般の観光客に対しては行っていないような特別対応が可能な場合は加点する。(20点)
- ⑤ 事業者が本店を市内に有する場合は総得点の1割を加点する。

(3) 選定結果の通知

3月8日(月)までに選定結果を通知するとともに、ホームページで委託予定事業者及び応募者を公表する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした者
- ② 提出期限内に所定の書類を提出しなかった者
- ③ 応募資格を満たしていない者

10 契約に関する事項

- (1) 委託予定事業者が辞退又はこの募集要領の規定に違反した事等の理由により、この業務を受託できなくなった場合は、次点者と委託契約を締結できるものとする。
- (2) 委託予定事業者は、選定後に交付する契約書及び選定されたスペシャリストの事業協力同意書を令和3年3月15日(月)までに提出すること。(契約締結日は遅くとも令和3年3月16日(火)を予定している。)
- (2) 委託料の支払いは、履行確認の検査終了後、受託者の請求に基づき支払うこととする。
- (3) 請求書は令和3年4月9日(金)までに提出すること。

11 その他の留意事項

- (1) 提出書類及び紹介動画等の作成経費については、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募者からの提出物は、返却しない。
- (3) 本委託業務の成果物の著作権は、本市に帰属する。
- (4) 上記のほか、本市から、当該業務の遂行に関する書類の提出を求められた場合は、受託者は速やかに書類の提出に応じなければならない。
- (5) 実際の業務運営の詳細に関しては、委託者と都度協議して決定することとする。
- (6) 本募集要領に定めのない事項については、別途協議によるものとし、当該事業の目的に照らして誠実に対応すること。

12 神戸港のクルーズに関する状況と企画提案するにあたり考慮に入れるべき事項

- ・令和元年の神戸港入港隻数は134隻で、欧米系の外国籍船は54隻であった。
- ・乗船客の総数は約12万人であった。
- ・現状は、日本国内のクルーズが運航している状態であるが、いずれ海外と行き来するクルーズも再開することを想定して、寄港地観光を企画していく必要がある。
- ・クルーズの停泊時間としては、朝入港し、夕方出港するものが多い。そのため、寄港地観光は3時間から5時間程度のものを望まれる場合が多い。(複数の観光コンテンツを組み合わせる場合も多いことから、スペシャリスト1人の案内時間は1時間程度でも可)

- ・寄港地観光の移動手段としては、貸切バス、ジャンボタクシー、ハイヤーなどがあり、数名から大型観光バス1台までの人数で対応可能な寄港地観光が求められる。
- ・通訳ガイドは、船社側が手配している。
- ・近年、船社等からは体験型や神戸でしかできない寄港地観光を求められる傾向にある。
- ・今回は食にまつわる文化、教養、自然等に関する視点を交えた提案を求めている。

13 提出先／問い合わせ先

神戸市港湾局客船誘致課

〒650-0046

神戸市中央区港島中町4丁目1番1号 ポートアイランドビル2階

電話 078-595-6289

Eメール cruise_kobeport@office.city.kobe.lg.jp

以上